

【事例 1】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例

私は、P証券中央支店に開設していた特定口座（源泉徴収口座）で令和3年中に次の取引を行いました。そして、P証券から「特定口座年間取引報告書」が交付されました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円
特定信用分	—	—	—
合計	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円

また、この特定口座を通じて、上場株式であるA製菓の配当（収入金額100,000円）と公募公社債であるB自動車の社債の利子（収入金額100,000円）を受け取りました。私は、これらの収入以外に、給与（収入金額1,800,000円）と公的年金（収入金額2,772,100円）があります。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,000,000円（令和2年分の損失）あります。今年の申告では、源泉徴収口座の譲渡損失の金額と上場株式等に係る配当所得等の金額を損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない源泉徴収口座の譲渡損失の金額を前年から繰り越した損失とともに翌年以後に繰り越す申告をしようと思っています。

（入力した部分は、便宜上、青色で表示しています。）

はじめに

1 作成する申告書等の選択 画面で、所得税を選択します。

この事例では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成しますので、令和3年分の申告書等の作成の「所得税」をクリックしてください。

事業所得や不動産所得のある方は、最初に「青色申告決算書・収支内訳書」を作成してください。
この事例は、株式等の譲渡所得等、配当所得等、給与所得及び公的年金等の雑所得ですので、作成の必要はありません。

2 次へ進む をクリックします。

3 申告書の作成をはじめる前に 画面で、生年月日及び申告書の提出方法を入力します。

あなたの生年月日を入力してください。

入力済みの「申告書の提出方法」が選択されていますので確認してください。
なお、申告書の提出方法について、「印刷して提出」を選択した方は、「作成する確定申告書の提出方法」欄は表示されません。

「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」をクリックし、回答してください。
全ての質問に回答した後、「次へ進む」をクリックしてください。

【事例 1】 の解説

○ あなたが行った取引は、全て「上場株式等」の取引に該当します。また、源泉徴収口座に受け入れたA製菓の株式の配当とB自動車の社債の利子は、「上場株式等の配当等」に該当し、その源泉徴収口座の譲渡損失の金額と損益通算されます。この結果生じた源泉徴収口座の譲渡損失の金額は申告することにより、譲渡の年の翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます（52ページ参照）。これらの場合には、確定申告書に「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」を添付して提出する必要があります。

※ 源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません（55ページの【注意】参照）。

これらの取引による譲渡所得等の金額及び翌年に繰り越す譲渡損失の金額は、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額	損益通算後の差引金額	翌年以後に繰り越される金額
(譲渡分)	1,000,000円	1,500,000円	△500,000円	△300,000円	
(利子・配当分)	200,000円	0円	200,000円	0円	
(繰越分)			△1,000,000円		△1,300,000円

○ 添付書類については25ページを参照してください。

I 「特定口座年間取引報告書」等から譲渡の対価の額や利子等・配当等の額などを入力します。

1 収入金額・所得金額の入力 画面で、株式等の譲渡所得等の入力する をクリックします。

収入金額・所得金額の入力 画面の下部に、株式等の譲渡所得等の入力欄が含まれる「分離課税の所得」の入力欄がありますので、画面をスクロールします。

株式等の譲渡所得等の入力する をクリックし、金融・証券税制（入力項目の選択）画面へ進みます。

2 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、配当所得の課税方法の選択をした上、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する をクリックします。

このボタンで配当所得の課税方法（総合課税又は申告分離課税）を選択することができます（62ページ参照）。
この事例の場合、上場株式等の配当所得等の金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額と損益通算しますので、「申告分離課税」を選択します。

この事例では、特定口座での株式等の売却等と配当及び利子の受領がありますので、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する をクリックします。

「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」を
 基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。

金額にはマイナスを付けずに入力してください。

入力例

- 平成30年の譲渡損失の繰越額
 (令和2年分「確定申告書表」の⑦欄) 円 (A)
- 令和元年の譲渡損失の繰越額
 (令和2年分「確定申告書表」の⑧欄) 円 (B)
- 令和2年の譲渡損失の繰越額
 (令和2年分「確定申告書表」の⑤欄)

1,000,000

 円 (C)

< 戻る
入力終了(次へ)>

《参考》令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (控) (1面)

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けなくて書きます。[2面]の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額	円
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④)		⑤	円
(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)		5	1,000,000
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③)		⑥	
(③欄の金額≧④欄の金額の場合には0と書いてください。) (①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)		6	

△を付けて、申告書第三表29へ

申告書第三表29へ

6 金融・証券税制（入力項目の選択）画面で、申告する内容について、ボタンが「訂正・削除」になっていることを確認の上、画面下にある**入力終了（次へ）>**をクリックします。

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）
申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税 申告分離課税 配当等がない

[一般課税と申告分離課税の選択が分らない方はこちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力
次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等 配当所得 上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方
次のいずれかに該当する方はこちら
・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

株式等の譲渡所得等

令和2年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方
令和2年分の申告で、**上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？**

はい いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

< 戻る 入力終了(次へ)>

この事例では、特定口座年間取引報告書の内容と前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告しますので、それぞれのボタンが**「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除**、「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除 になっていることを確認してください。

それぞれのボタンが**「訂正・削除」**になっていることを確認したら、**入力終了(次へ)>**をクリックします。

7 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）画面で、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の入力内容を確認します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

		一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	① 円	1,000,000 円
	その他の収入	② 円	円
	小計（①+②）	③ 円	1,000,000 円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④ 円	1,500,000 円
	譲渡のための委託手数料	⑤ 円	円
		⑥ 円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦ 円	1,500,000 円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額	⑧	円	円
差引金額（③-⑦-⑧）	⑨	円	-500,000 円
特定投資株式の取得に要した金額の控除	⑩	円	円
所得金額（⑨-⑩）	⑪	円	-500,000 円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額	⑫	円	円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）	⑬	円	円

< 戻る 確認終了(次へ)>

この事例では、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、6ページの③の画面で入力した結果として、△500,000円になります。

「特定口座年間取引報告書」の内容と入力内容を確認してください。入力した金額に誤りがある場合には、**<戻る>**をクリックし、**金融・証券税制（入力項目の選択）画面（6の画面）**において、**「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除**をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、**確認終了(次へ)>**をクリックしてください。

8 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）画面で、「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の入力内容を確認します。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	500,000 円
上場株式等に係る譲渡損失の金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	500,000 円
本年分の 繰越通算 前の上場株式等に係る譲渡損失の金額（①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	500,000 円
本年分の 繰越通算 後の分離課税配当所得等金額	④	200,000 円
本年分の 繰越通算 後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④）（③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑤	300,000 円
本年分の 繰越通算 後の分離課税配当所得等金額（④-③）（③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	0 円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかつた上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分（平成30年分）	(A) 円	(D)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 円 (E)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 円	円
本年の2年前分（令和元年分）	(B) 円	(F)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 円 (G)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 円	⑦ ((B)-(F)-(G)) 円
本年の前年分（令和2年分）	(C) 1,000,000 円	(H)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 0 円 (I)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0 円	⑧ ((C)-(H)-(I)) 1,000,000 円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（(D)+(F)+(H)）	⑨	0 円	円
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額（(E)+(G)+(I)）	⑩	0 円	円
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額（⑤+⑦+⑧）	⑪	1,300,000 円	円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分分離課税配当所得等金額（⑥-⑪）	⑫	0 円
---	---	-----

< 戻る 確認終了(次へ)>

この事例の場合、翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額は、6ページの③から7ページの⑤の画面で入力した結果として、1,300,000円となります。

「特定口座年間取引報告書」及び「令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」（**控**）の内容を基に画面に表示された金額に誤りがないか確認してください。
なお、画面に表示された金額に誤りがある場合には、**<戻る>**をクリックし、**金融・証券税制（入力項目の選択）画面（8ページの6の画面）**まで戻った上で、**「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除**をクリックし、金額の訂正入力をしてください。

金額及び内容を確認し、誤りがなければ、**確認終了(次へ)>**をクリックしてください。

9 収入金額・所得金額の入力画面で、株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力内容を確認します。

分離課税の所得（単位：円）

所得の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した所得金額（ ? から表示金額の説明を確認できます。）
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ?	訂正・内容確認 ?	☒	上場株式等 △300,000 ?
上場株式等に係る配当所得等 ?	訂正・内容確認 ?	☒	0 ?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		?
退職所得 ?	入力する		?

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

* 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ)>

この画面では、**株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の計算結果が表示されます。**
金額を確認し、誤りがなければ、この画面の上へスクロールして、他の所得の入力をしてください。
この事例では、次のⅡで、給与所得や公的年金等の雑所得などの内容を順次入力します。

Ⅱ 源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します。

① 収入金額・所得金額の入力画面で、源泉徴収票等の内容を入力します。

総合課税の所得 (単位: 円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得 (営業・農業) ?	入力する		
不動産所得 ?	入力する		
利子所得 ?	入力する		
配当所得 ?	訂正・内容確認		分離課税の配当所得の入力有 ?
給与所得 ?	入力する		
雑所得 ?	公的年金等 業務 その他 入力する		
総合課税所得 ?	入力する		

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る 入力終了(次へ) >

この事例では、給与所得を申告しますので、給与所得の **入力する** をクリックし、次の②の **給与所得の入力** 画面へ進み、該当する源泉徴収票を選択して **入力する** をクリックします。

この事例では、公的年金等の雑所得を申告しますので、公的年金等の **入力する** をクリックし、次の③の **公的年金等の入力** 画面へ進み、**入力する** をクリックします。

事業所得や不動産所得などを申告する場合も、この画面から入力することができます。

② 給与所得の入力画面で、「給与所得の源泉徴収票」の内容を入力します。

給与所得の入力

令和3年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

① 支払金額
1,800,000 円

② 源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
21,900 円

③ 「(源泉) 控除対象配偶者の有無等」、「配偶者(特別) 控除の額」のいずれかの記載
0の場合は「なし」を選択してください。

あり なし

キャンセル 入力内容の確認

給与所得の入力 画面で、「給与所得の源泉徴収票」に記載(表示)された事項について、画面の対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認** をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、**次へ進む** をクリックすると、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面に戻ります。

この事例では、「支払金額」及び「源泉徴収税額」のほか、「社会保険料等の金額」(220,749円)、「生命保険料の控除額」(50,000円)等を入力しています。

③ 公的年金等の入力画面で、「公的年金等の源泉徴収票」の内容を入力します。

公的年金等の入力

令和3年分の源泉徴収票に記載されているとおりに入力してください。
源泉徴収票に記載のない社会保険料は、後の「社会保険料控除」から入力してください。

支払金額の記載がある「区分」を選択して入力してください。

① 法203条の3第1号・第4号適用分の入力
支払金額
2,772,100 円

源泉徴収税額
56,971 円

② 法203条の3第2号・第5号適用分の入力
③ 法203条の3第3号・第6号適用分の入力
④ 法203条の3第7号適用分の入力

⑤ 社会保険料の金額
75,600 円

⑥ 支払者
所在地又は法人番号(全角28文字以内) (ビル名等省略可)
千代田区霞が関1-2-2
名称(全角28文字以内)
厚生労働省

キャンセル 続けてもう1回入力 入力内容の確認

「公的年金等の源泉徴収票」に記載(表示)された事項について、画面に対応する各欄に入力してください。

全ての入力を終了し、**入力内容の確認** をクリックすると、入力内容の一覧が表示されますので、入力内容を確認します。確認後、**次へ進む** をクリックすると、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面に戻ります。

入力内容を確認後、①の **収入金額・所得金額の入力** 画面の **入力終了(次へ)** をクリックしてください。

④ 所得控除の入力画面、税額控除・その他の項目の入力画面で、所得控除額等を入力等します。

年末調整していない「生命保険料控除」等の入力未済となっている項目がある場合は、該当する項目の **入力する**、**訂正・内容確認** をクリックして入力等してください。

⑤ 計算結果確認画面で、入力漏れがないか確認します。

収入金額等

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9	区分10	区分11	区分12
給与	2	1,800,000										
公的年金等	2	2,772,100										
雑所得												
総合課税所得												
合計												

税金の計算(税額控除等)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9	区分10	区分11	区分12
課税される所得金額												
上の(30)に対する税額又は第三表(91)												
配当所得等												
投資税額等												
住宅ローン減税特別控除等												
最小額所得税額												
源泉徴収税額												
申告納税額												
予定納税額												
第3期分の税額												
納められる税金												
還付される税金												
その他												
公的年金等以外の合計所得金額												
配偶者の合計所得金額												
専業主婦控除等の合計額												
青色申告特別控除額												
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額												
未納付の源泉徴収税額												
本年分で差し引く繰越控除損失												
平均課税対象金額												
変動・臨時所得金額												
延納の届出												
申告期限までに納付する金額												
延納届出額												

収入金額・所得金額を修正する

所得から差し引かれる金額(所得控除)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9	区分10	区分11	区分12
社会保険料控除												
小規模企業共済等掛金控除												
生命保険料控除												
地震保険料控除												
養育・ひとり親控除												
勤労学生・障害者控除												
配偶者(特別) 控除												
扶養控除												
基礎控除												
(13)から(24)までの計												
雑所得控除												
医療費控除												
寄附金控除												
合計												

所得控除を修正する

分離課税の収入金額・所得金額

所得の種類	収入金額	所得金額	控除される損失の金額
一般株式等の譲渡所得等			
上場株式等の譲渡所得等			
上場株式等に係る配当所得等			
先物取引に係る雑所得等			
退職所得			

収入金額・所得金額を修正する

< 戻る 次へ >

収入金額等 の「給与」欄に給与所得の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか、「公的年金等」欄に公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」が表示されているか確認してください。

「社会保険料控除」等の **所得から差し引かれる金額** の該当する控除欄に表示された金額が源泉徴収票に記載されている金額と相違ないか確認してください。

入力した金額等が誤っている又は入力未済となっている項目がある場合は、その内容に応じて **収入金額・所得金額を修正する**、**所得控除を修正する**、**税額控除・その他の項目を修正する** をクリックして、それぞれ該当する画面において訂正入力等してください。

入力内容を確認して **次へ** をクリックしてください。
クリックすると、**納税額** (この事例の場合は19,400円となります。)が表示されますので、確認後 **OK** ボタンをクリックしてください。

⑥ 住民税等入力画面で、住民税の徴収方法などについて入力します。

⑦ 住所・氏名等入力画面などで、職業・世帯主、マイナンバー(個人番号)などを入力します。

Ⅲ 画面の案内に沿って操作を進めます。申告書等の提出は、e-Taxの場合はデータを送信し、書面提出の場合は印刷して郵送等により提出してください。